

農業委員会だより

## 将来の生活設計のための農業者年金

農業委員会やJAでは、11月～1月を加入推進期間として、農業者年金の加入推進に取り組んでいます。老後の生活設計のために農業者年金に加入されることをお勧めします。

### 農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者等の家族従事者も加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまで支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

### 少子高齢化時代に強い年金

自分の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。年金額が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。

### 80歳まで保証が付いた終身年金

年金は生涯支給されます。

もし、加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

### 保険料の額は自由に設定

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。農業経営や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

また、認定農業者など一定の要件を備えた意欲のある農業の担い手には、国から最高で月額1万円の保険料補助があります。

### 税制面でのメリット

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者年金に関する情報は、農業委員会やJAさかの各支所にお問い合わせください。



担当:本村

農業委員会

(23)9245

## 農地制度が変わります

### 改正のポイント

#### 農地を貸したいんだけど...

#### 農地の貸借規則が緩和

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます。(一定の要件を満たす必要があります。)

#### 農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業従事者 従業員	農産 生産法人	+	農作業 従事者 以外の個人	農産関連 法人以外の 個人
---------------	------------	---	---------------------	---------------------

#### 許可なく転用してしまうと...

#### 違反転用の罰則が強化

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 ※法人は300万円以下の罰金	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 ※法人は1億以下の罰金
②違反転用における原状回復命令違反	6年以下の懲役または 30万円以下の罰金 ※法人は300万円以下の罰金	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 ※法人は1億以下の罰金

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。平成21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

#### 耕作しないでいると...

#### 遊休農地に対する指導が強化

- 農業委員会が年に1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等にたいしては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



#### 農地を相続する場合は...

#### 農業委員会への届出が必要

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。

農業委員会事務局

(23)9245 担当:古川

